

令和7年度岩手県ニホンザル生息状況調査業務

委託仕様書

この仕様書は、岩手県が発注する「令和7年度岩手県ニホンザル生息状況調査業務」に関し、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

令和7年度岩手県ニホンザル生息状況調査業務

2 業務の目的

本県に生息するニホンザルについて生息の有無、個体群数及び個体数を把握することを目的とする。

3 業務の場所

五葉山周辺2市1町（大船渡市、釜石市及び住田町）並びに、宮古市、陸前高田市、大槌町及び山田町

4 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

5 委託業務内容

（1）モニタリング調査

宮古市、陸前高田市、大槌町及び山田町において、市町職員や地域住民等の関係者からの聞き取り及びアンケート等により、個体目撃情報、生息の有無、およそその生息範囲を把握すること。

（2）地域個体群数調査

五葉山周辺のうち、滝観洞周辺、五葉山山頂周辺、釜石市唐丹町の3地区について、ボイストラップの設置等により地域個体群数を把握すること。なお、調査のスケジュール等は、期間および目的等を勘案し設定することとし、詳細は発注者と協議して決定すること。

（3）GPS首輪を用いた行動追跡調査

ア 令和3年度に実施された「五葉山ニホンザル生息状況調査」（以下「前回調査」という。）における桧山群（別名、高森群）を対象として、1頭に麻酔措置を施し、捕獲個体の状況について記録、GPS首輪を装着した上で放獣すること。

イ 放獣後は、GPS首輪を装着した個体の位置情報を取得し、土地利用図等に位置情報を表示させ、行動パターンについて検証すること。

なお、捕獲と測位のスケジュール等は、期間および目的等を勘案し設定することとし、詳細は発注者と協議して決定すること。

（4）GPS首輪を用いた行動追跡調査に係る既存情報収集解析

前回調査における仙人群、六郎群、住田不明群（別名、中沢群）について、大船渡市、釜石市及び住田町が実施したニホンザルに係るGPS首輪を用いた行動追跡調査結果等を収集し、土地利用図等に位置情報を表示させ、行動パターンについて検証すること。

(5) 群れの個体数調査

上記(3)及び(4)で把握した群れに対して、加害レベルの評価及び個体数調査を実施すること。評価に当たっては、計画区域市町、地域住民、農業関係団体及び猟友会からの情報収集に努めること。

(6) 調査分析

上記(1)から(5)の調査結果について、現状と課題を検証し、群れごとの対応方針について提案すること。

(7) 業務計画の作成

受注者は、契約締結後、委託業務を効率的に進めるため業務計画を立て、業務を遂行すること。

6 委託業務結果報告書の作成

(1) 委託業務概要

委託業務の概要を簡潔に記すこと。

(2) 委託業務実施箇所図

業務実施区域を地形図に表すこと。

(3) 各種委託業務

委託業務結果を簡潔にまとめること。なお、必要に応じて図表を用いるなど、分析結果が容易に理解できるよう工夫すること。

(4) 引用文献の記載

文章中に引用した文献等については、一覧表にまとめておくこと。

(5) その他

委託業務内容は、野帳及び適当と思われる縮尺の地形図を適宜使用し、実施した月日、場所、気温、天候及び業務実施人員を記録すること。

7 成果品の提出

(1) 委託業務内容について、業務完了報告書及び概要版を作成し紙媒体各2部及び電子媒体(CD-R等)により1部提出するものとする。

(2) 本委託業務で使用した文献の記録及び調査の際に写した写真、野帳等を整理し、提出すること。

8 責任者の配置

業務の履行に際しては責任者を設置することとし、責任者は現に環境省に「鳥獣保護管理プランナー」若しくは「鳥獣保護管理調査コーディネーター」として登録されている者であり、入札参加申請時点で受託者に所属している者であること。

9 その他

(1) 受託者は、契約書及び各種法令等に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 業務に従事する者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務運営に関し知り得た個人情報及び秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならない。

また、業務委託期間が満了し、若しくは取り消され、又は職務を退いた後においても同様とする。

(3) 受託者は、原則として受託した業務を第三者へ委託することはできないこと。

(4) 受託者は、調査に当たり、法令等に基づく許可申請等が必要な場合は、当該法令等を所管する

自治体へ遅滞なく所要の手続きを行うこと。

- (5) 岩手県は、受託者に対して必要に応じて調査状況等について報告を求めることが出来るものとする。
- (6) この仕様書に記載のない事項については、岩手県と受託者で協議のうえ、取扱い等を決定するものとする。

